

電気機械器具関係製造業最低賃金 都道府県労働局別決定状況

| 労働局名 | 現行最低賃金改正日  | 件名等                       | 品目           | 工程   | 規格                                 | 金額                 | 備考                        |
|------|------------|---------------------------|--------------|--|------------------------------------|--------------------|---------------------------|
| 青森   | 令和3年5月1日   | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(コンタクトをインシュレーターに差し込むことをいう)                         | 1端子ごとに差すもの                         | 100端子につき<br>26円45銭 | 822円(D)<br>H29.5.1 23円88銭 |
|      |            |                           |              |  | 連続端子となっているもの                       | 100回につき<br>56円84銭  | H29.5.1 51円32銭            |
| 岩手   | 平成28年5月18日 | 電気機械器具                    | コネクタ         | 端子入れ<br>(コネクタ本体の組立において、連続端子を差すことをいう。)                    | 10芯以上20芯以下の連続端子を2枚差すもの             | 1個につき<br>78銭       | 821円(D)<br>H23.4.27 65銭   |
|      |            |                           | 自動車用ワイヤーハーネス | カプラー差し<br>(電線の端子に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)              | 単線1本のもので、かつ、電線の長さが2メートル以下のもの       | 1個につき<br>69銭       | H23.4.27 54銭              |
| 宮城   | 平成30年5月2日  | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。) | シールド線について行うもの                      | 1ピンにつき<br>48銭      | 853円(C)<br>H27.4.30 45銭   |
|      |            |                           |              |  | リード線について行うもの                       | 1ピンにつき<br>37銭      | H27.4.30 34銭              |
| 福島   | 令和2年9月1日   | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス | コネクター差し      | 電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう                          |                                    | 1端子につき<br>32銭      | 828円(D)<br>H29.5.1 29銭    |
| 茨城   | 平成16年4月1日  | 電気機械器具                    | リード線又はシールド線  | 端子加工<br>(リード線又はシールド線の端子をハウジング(カプラー又はコネクター)に差し込むことをいう。)   |                                    | 1ピンにつき<br>40銭      | 879円(B)                   |
| 栃木   | 平成20年4月20日 | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)                  | リード線について行うもの                       | 1ピンにつき<br>40銭      | 882円(B)                   |
| 群馬   | 平成25年5月15日 | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し   | 2ピン以上10ピン以下のもの                     | 1ピンにつき<br>58銭      | 865円(C)                   |
| 東京   | 令和1年7月31日  | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)        |                                    | 1端子につき<br>80銭      | 1041円(A)<br>H19.2.10 75銭  |
| 神奈川  | 平成30年4月26日 | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう)   | リード線について行うもの                       | 1か所につき<br>58銭      | 1040円(A)<br>H18.3.29 50銭  |
|      |            |                           |              |  | 1しんのシールド線について行うもの                  | 1か所につき<br>63銭      | H18.3.29 54銭              |
|      |            |                           |              |  | 2しんのシールド線について行うもの                  | 1か所につき<br>66銭      | H18.3.29 57銭              |
| 山梨   | 令和2年12月30日 | 電気機械器具                    | コネクター        | 差し<br>(リード線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)                |                                    | 1端子につき<br>51銭      | 866円(B)<br>H29.5.5 47銭    |
| 長野   | 平成19年9月28日 | 電気機械器具                    | 自動車用ワイヤーハーネス | コネクター差し<br>(電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)             | 長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの  | 1ピンにつき<br>46銭      | 877円(B)                   |
| 静岡   | 平成26年4月25日 | 車両電気配線装置                  | カプラー差し       | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。                          | 15センチメートル以下の電線について行うもの             | 1本につき<br>23銭       | 913円(B)                   |
|      |            |                           |              |  | 15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき<br>39銭       |                           |
|      |            |                           |              |  | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの     | 1本につき<br>45銭       |                           |
|      |            |                           |              |  | 2メートルを超える電線について行うもの                | 1本につき<br>55銭       |                           |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日   | 件名等                               | 品目                     | 工程   | 規格                                 | 金額            | 備考                      |
|------|-------------|-----------------------------------|------------------------|--|------------------------------------|---------------|-------------------------|
| 愛知   | 平成30年3月25日  | 車両電気配線装置                          | カプラー差し                 | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。                        | 20センチメートル以下の電線について行うもの             | 1本につき<br>40銭  | 955円（A）<br>H24.3.17 36銭 |
|      |             |                                   |                        |  | 20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき<br>49銭  | H24.3.17 43銭            |
|      |             |                                   |                        |  | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの     | 1本につき<br>58銭  | H24.3.17 50銭            |
|      |             |                                   |                        |  | 2メートルを超える電線について行うもの                | 1本につき<br>66銭  | H24.3.17 57銭            |
| 三重   | 平成30年11月18日 | 車両電気配線装置                          | カプラー差し                 | カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。                             | 長さが500mm以下の電線について行うもの。             | 1本につき<br>58銭  | 902円（B）<br>H27.4.23 52銭 |
|      |             |                                   |                        |  | 長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。   | 1本につき<br>66銭  | H27.4.23 60銭            |
|      |             |                                   |                        |  | 長さが1,500mmを超える電線について行うもの。          | 1本につき<br>76銭  | H27.4.23 69銭            |
| 兵庫   | 平成18年3月10日  | 電気機械器具                            | ワイヤーハーネス<br>(リードコネクター) | ハウジング入れ<br>(カプラー差し)                                    | 50センチメートル以下の電線について行うもの             | 1端子につき<br>51銭 | 928円（B）                 |
|      |             |                                   |                        |  | 50センチメートルを超える電線について行うもの            | 1端子につき<br>56銭 |                         |
| 島根   | 平成15年7月6日   | 電気機械器具                            | ワイヤーハーネス               | 差し<br>(カプラーの指定の位置に電線の末端に取付けられた端子を差し込むことをいう。)           | 長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの  | 1端子につき<br>40銭 | 824円（D）                 |
| 岡山   | 平成30年3月1日   | 車両電気配線装置                          | カプラー差し                 | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラー（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。             | 20センチメートル以下の電線について行うもの             | 1本につき<br>35銭  | 862円（C）<br>H23.3.1 32銭  |
|      |             |                                   |                        |  | 20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき<br>41銭  | H23.3.1 37銭             |
|      |             |                                   |                        |  | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの     | 1本につき<br>50銭  | H23.3.1 45銭             |
|      |             |                                   |                        |  | 2メートルを超える電線について行うもの                | 1本につき<br>58銭  | H23.3.1 52銭             |
| 広島   | 平成15年5月24日  | 電気機械器具                            | ワイヤーハーネス               | コネクターの挿入<br>(コネクターの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。) | 自動車用で長さが1500ミリメートル以下の電線について行うもの    | 1か所につき<br>41銭 | 899円（B）                 |
|      |             |                                   |                        |  | 自動車用で長さが1500ミリメートルを超える電線について行うもの   | 1か所につき<br>47銭 |                         |
|      |             |                                   |                        |  | 自動車用以外の電線について行うもの                  | 1か所につき<br>29銭 |                         |
| 熊本   | 平成18年4月9日   | 電気機械器具                            | ワイヤーハーネス               | カプラー差し<br>(電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)            | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの     | 1本につき<br>43銭  | 821円（D）                 |
| 大分   | 平成12年9月15日  | 電気機械器具                            | ワイヤーハーネス               | カプラー差し<br>(カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。)                 | 長さが50センチメートルを超え、2メートル以下の電線について行うもの | 1本につき<br>52銭  | 822円（D）                 |
| 宮崎   | 令和1年5月16日   | 内燃機関電装品<br>ワイヤーハーネス               | カプラー差し                 | 電線の末端に取り付けられた端子を、カプラーに差し込むことをいう                        | 50センチメートル以下の電線について行うもの             | 1穴につき<br>36銭  | 821円（D）<br>H17.5.19 31銭 |
|      |             |                                   |                        |  | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの     | 1穴につき<br>39銭  | H17.5.19 34銭            |
| 鹿児島  | 平成16年3月11日  | 電気機械器具、情報<br>通信機械器具、電子<br>部品・デバイス | カプラー差し                 | 電線（50センチメートルを超え2メートル以下）の末端に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業     |                                    | 1本につき<br>42銭  | 821円（D）                 |